

改 正 後	改 正 前
令和7年3月5日 制定（国空無機第63283号） <u>令和7年12月9日 一部改正（国空無機第287750号）</u>	令和7年3月5日 制定（国空無機第63283号）
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長
登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領	登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領
1. 目的	1. 目的
航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の82の規定による国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録更新講習機関」という。）は、無人航空機操縦者技能証明（以下単に「技能証明」という。）の更新を申請しようとする者からの申し込みがあった場合、当該者に対して、法第132条の51第3項に規定する講習（以下「無人航空機更新講習」という。）を実施することとされている。	航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の82の規定による国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録更新講習機関」という。）は、無人航空機操縦者技能証明（以下単に「技能証明」という。）の更新を申請しようとする者からの申し込みがあった場合、当該者に対して、法第132条の51第3項に規定する講習（以下「無人航空機更新講習」という。）を実施することとされている。
登録更新講習機関の登録に関し必要な事項は、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号。以下「省令」という。）によるところ、本要領は、その申請に関する具体的な事項及び関連する事務の取扱いを定める。	また、登録更新講習機関は、法第132条の53の規定により、技能証明の効力を停止され、技能証明書が効力を失った場合における技能証明書の再交付を申請しようとする者からの申し込みがあった場合、当該者に対して、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第236条の65に規定する講習（以下、「技能証明書失効再交付講習」という。）についても実施することとされている。
登録更新講習機関の登録に関し必要な事項は、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号。以下「省令」という。）によるところ、本要領は、その申請に関する具体的な事項及び関連する事務の取扱いを定める。	登録更新講習機関の登録に関し必要な事項は、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号。以下「省令」という。）によるところ、本要領は、その申請に関する具体的な事項及び関連する事務の取扱いを定める。
2. 登録更新講習機関の登録（法第132条の82関係）	2. 登録更新講習機関の登録（法第132条の82関係）
（1）国土交通大臣は、登録更新講習機関として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法第132条の83において準用する法第132条の70に規定する登録の要件等に適合する場合は、同条第3項各号に掲げる事項を登録更新講習機関登録簿に記載することにより登録を行う。法第132条の82の規定による申請に当たって、登録申請者は、登録を受けようとする日の少なくとも1ヶ月前を目処に、省令第17条において準用する省令第3条に規定する申請書の提出をドローン情報基盤システムの登録講習機関申請機能（以下「登録申請システム」という。）により行うものとする。なお、法第132条の83において準用する法第132条の71に規定する登録の更新についても本項に準じた手続を行うこととする。 申請書記載事項は次に掲げるとおりとする。	（1）国土交通大臣は、登録更新講習機関として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法第132条の83において準用する法第132条の70に規定する登録の要件等に適合する場合は、同条第3項各号に掲げる事項を登録更新講習機関登録簿に記載することにより登録を行う。法第132条の82の規定による申請に当たって、登録申請者は、登録を受けようとする日の少なくとも1ヶ月前を目処に、省令第17条において準用する省令第3条に規定する申請書の提出をドローン情報基盤システムの登録講習機関申請機能（以下「登録申請システム」という。）により行うものとする。なお、法第132条の83において準用する法第132条の71に規定する登録の更新についても本項に準じた手続を行うこととする。 申請書記載事項は次に掲げるとおりとする。

改 正 後	改 正 前
<p>① 登録申請者の名称、住所及びその代表者の氏名</p> <p>② 登録申請者が<u>無人航空機更新講習事務</u>（以下単に「講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>③ 登録を受けようとする講習機関の種類（一等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関又は二等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関） <u>（削除）</u></p> <p>④ 登録申請者が講習事務を開始する日（開始希望日） なお、（4）で規定する添付書類については、登録申請システムによる手続以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣へ提出することができる。</p>	<p>① 登録申請者の名称、住所及びその代表者の氏名</p> <p>② 登録申請者が<u>無人航空機更新講習事務及び技能証明書失効再交付講習事務</u>（以下単に「講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>③ 登録を受けようとする講習機関の種類（一等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関又は二等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関）</p> <p>④ <u>身体適性検査実施の有無</u></p> <p>⑤ 登録申請者が講習事務を開始する日（開始希望日） なお、（4）で規定する添付書類については、登録申請システムによる手続以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣へ提出することができる。</p>
<p>（2）（略）</p> <p>（3）講習事務を行う事務所が複数の区域に設置される場合 講習事務を行う事務所が複数の区域に所在する登録申請者は、講習を行おうとする事務所ごとに、登録を受けようとする日の少なくとも1ヶ月前を目処に（1）<u>②及び③</u>の事項について登録申請システムにより提出するものとする。</p>	<p>（2）（略）</p> <p>（3）講習事務を行う事務所が複数の区域に設置される場合 講習事務を行う事務所が複数の区域に所在する登録申請者は、講習を行おうとする事務所ごとに、登録を受けようとする日の少なくとも1ヶ月前を目処に（1）<u>②から④までの</u>事項について登録申請システムにより提出するものとする。</p>
<p>（4）添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③施設及び設備の概要書（様式2） 登録更新講習機関は、法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の上欄に掲げる講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備の名称、数、性能及び所在の場所等について様式2に従って記載すること。なお、数については、登録申請者が申請時に確保している施設及び設備の全数ではなく、<u>無人航空機更新講習</u>を実施するために確保する数を記載すること。 また、当該施設及び設備を用いて<u>無人航空機更新講習</u>を行うことを証する書類を添付すること。（様式2「5. 添付書類」をいう。）</p> <p>※1 施設及び設備については、「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」（令和7年国土交通省告示第160号。以下「告示」という。）別表第二に定める。</p> <p>※2 常設のものだけでなく、出張講習等臨時的に行われる講習において使用されるものも含むこと。</p>	<p>（4）添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③施設及び設備の概要書（様式2） 登録更新講習機関は、法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の上欄に掲げる講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備の名称、数、性能及び所在の場所等について様式2に従って記載すること。なお、数については、登録申請者が申請時に確保している施設及び設備の全数ではなく、<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>を実施するために確保する数を記載すること。 また、当該施設及び設備を用いて<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>を行うことを証する書類を添付すること。（様式2「5. 添付書類」をいう。）</p> <p>※1 施設及び設備については、「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示」（令和7年国土交通省告示第160号。以下「告示」という。）別表第二に定める。</p> <p>※2 常設のものだけでなく、出張講習等臨時的に行われる講習において</p>

改 正 後	改 正 前
<p>④講師の条件への適合宣誓書（様式3）等 法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の下欄に掲げる要件に適合することを説明した資料をいう。</p> <p><u>無人航空機更新講習</u>を行う講師は、担当する講習の種類に応じ、法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表に準じた次に掲げる表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者でなければならぬ。登録更新講習機関の代表者は、次号に掲げる事項を記載した書類（様式4）に記載された者が、条件に適合していることを点検・確認の上、講師の条件への適合宣誓書（様式3）に直筆で署名するものとする。なお、代表者自らが講師も務める場合にあっては、更に代表者を補佐する者による点検・確認を行い、代表者を補佐する者が代表者に代わり直筆で署名するものとする。また、当該条件に適合する者であることを証する書類として、次号に掲げる事項を記載した書類（様式4）及びそれらを証する書類（様式5）を提出するものとする。</p>	<p>て使用されるものも含むこと。</p>
<p>⑤講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（様式4） <u>(削除)</u></p>	<p>④講師の条件への適合宣誓書（様式3）等 法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の下欄に掲げる要件に適合することを説明した資料をいう。</p>
<p><u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>を行う講師は、担当する講習の種類に応じ、法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表に準じた次に掲げる表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者でなければならぬ。登録更新講習機関の代表者は、次号に掲げる事項を記載した書類（様式4）に記載された者が、条件に適合していることを点検・確認の上、講師の条件への適合宣誓書（様式3）に直筆で署名するものとする。なお、代表者自らが講師も務める場合にあっては、更に代表者を補佐する者による点検・確認を行い、代表者を補佐する者が代表者に代わり直筆で署名するものとする。また、当該条件に適合する者であることを証する書類として、次号に掲げる事項を記載した書類（様式4）及びそれらを証する書類（様式5）を提出するものとする。</p>	<p><u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>を行う講師は、担当する講習の種類に応じ、法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表に準じた次に掲げる表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者でなければならぬ。登録更新講習機関の代表者は、次号に掲げる事項を記載した書類（様式4）に記載された者が、条件に適合していることを点検・確認の上、講師の条件への適合宣誓書（様式3）に直筆で署名するものとする。なお、代表者自らが講師も務める場合にあっては、更に代表者を補佐する者による点検・確認を行い、代表者を補佐する者が代表者に代わり直筆で署名するものとする。また、当該条件に適合する者であることを証する書類として、次号に掲げる事項を記載した書類（様式4）及びそれらを証する書類（様式5）を提出するものとする。</p>
<p>⑥～⑨（略） <u>(削除)</u></p>	<p>⑤講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（様式4）</p>
<p><u>※1</u> 下表の「無人航空機の飛行の方法について限定がされていないもの」については、「当該講師等が行う講習に対応した無人航空機の種類及び飛行の方法について限定がされていないもの」とする。</p>	<p><u>※1</u> 下表の「講師の条件」は、<u>技能証明書失効再交付講習</u>を行う講師に<u>対しても適用される。</u></p>
<p><u>※2</u> 下表の「無人航空機を飛行させた経験」については、該当する技能証明を取得後のものとする。</p>	<p><u>※2</u> 下表の「無人航空機の飛行の方法について限定がされていないもの」については、「当該講師等が行う講習に対応した無人航空機の種類及び飛行の方法について限定がされていないもの」とする。</p>
<p>（表略）</p>	<p><u>※3</u> 下表の「無人航空機を飛行させた経験」については、該当する技能証明を取得後のものとする。</p>
<p>⑩（更新講習機関において無人航空機操縦者身体適性検査を行う場合）担当する医師の一覧表 <u>(削除)</u></p>	<p>（表略）</p>
<p>⑪（更新講習機関において無人航空機操縦者身体適性検査を行う場合）担当する医師の一覧表 <u>(略)</u></p>	<p>⑩（更新講習機関において無人航空機操縦者身体適性検査を行う場合）担当する医師の一覧表</p>
<p>施行規則第236条の57第2項において、登録更新講習機関が無人航空機操縦者身体適性検査を行う場合、当該検査を行うことができる職員は、登録更新講習機関に所属する医師又は業務委託契約を結んだ医師とする。</p>	<p>施行規則第236条の57第2項において、<u>登録更新講習機関が無人航空機操縦者身体適性検査を行う場合、当該検査を行うことができる職員は、登録更新講習機関に所属する医師又は業務委託契約を結んだ医師とする。</u></p>
<p><u>※医師の氏名、所属形態を明記すること。</u></p>	<p><u>※登録更新講習機関にて身体適性検査を行わない場合は提出不要とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>一等無人航空機操縦士の<u>無人航空機更新講習</u>を行うための登録更新講習機関と二等無人航空機操縦士の<u>無人航空機更新講習</u>を行うための登録更新講習機関を同時に登録申請する場合は、重複する書類（上記①、②、⑥、⑨）を改めて提出する必要はない。</p> <p>また、講習事務を行う事務所が複数ある場合は、上記③、④、⑤、⑦、⑧（⑦・⑧は該当する場合のみ）を事務所ごとに提出する必要がある。</p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p>3.（略）</p> <p>4. 無人航空機更新講習事務規程の届出（法第132条の83において準用する法第132条の74関係）</p> <p>（1）登録更新講習機関における無人航空機操縦者の<u>無人航空機更新講習</u>の方法及び料金等に関する事項について、法第132条の83において準用する法第132条の74第1項の無人航空機更新講習事務規程（以下「事務規程」という。）を定め、無人航空機更新講習事務規程届出書（様式7）に当該事務規程及び下記（2）に規定する書類を添えて、講習事務を開始する日の少なくとも1月前を目処に、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事務規程に記載すべき内容は別添のとおり。</p> <p>（2）添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥<u>無人航空機更新講習</u>を受けることのできる者の要件及び修了の要件を記載した書類</p> <p>⑦<u>無人航空機更新講習</u>の実施方法等を定めた実施要領</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>5. 登録事項の変更の届出（法第132条の83において準用する法第132条の73関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）添付書類は、次のとおりとする。なお、添付書類は、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>①（略）</p>	<p><u>※医師の所属形態が業務委託であれば、その旨がわかる業務委託契約書も合わせて添付すること。</u></p> <p>一等無人航空機操縦士の<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>を行うための登録更新講習機関と二等無人航空機操縦士の<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>を行うための登録更新講習機関を同時に登録申請する場合は、重複する書類（上記①、②、⑥、⑨、⑩）を改めて提出する必要はない。</p> <p>また、講習事務を行う事務所が複数ある場合は、上記③、④、⑤、⑦、⑧（⑦・⑧は該当する場合のみ）を事務所ごとに提出する必要がある。</p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p>3.（略）</p> <p>4. 無人航空機更新講習事務規程の届出（法第132条の83において準用する法第132条の74関係）</p> <p>（1）登録更新講習機関における無人航空機操縦者の<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の方法及び料金等に関する事項について、法第132条の83において準用する法第132条の74第1項の無人航空機更新講習事務規程（以下「事務規程」という。）を定め、無人航空機更新講習事務規程届出書（様式7）に当該事務規程及び下記（2）に規定する書類を添えて、講習事務を開始する日の少なくとも1月前を目処に、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>なお、事務規程に記載すべき内容は別添のとおり。</p> <p>（2）添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥<u>無人航空機更新講習又は技能証明書失効再交付講習</u>を受けることのできる者の要件及び修了の要件を記載した書類</p> <p>⑦<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の実施方法等を定めた実施要領</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>5. 登録事項の変更の届出（法第132条の83において準用する法第132条の73関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）添付書類は、次のとおりとする。なお、添付書類は、登録申請システムによる手続き以外の電磁的方法（電子メール等）により国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>①（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>② 3. (3) に掲げる事項を変更する場合 <u>無人航空機更新講習</u>の種類を証する書類（施設及び設備の概要書、講師一覧等） ③・④（略） (3)（略） 6.～9.（略） <u>（削除）</u></p>	<p>② 3. (3) に掲げる事項を変更する場合 <u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の種類を証する書類（施設及び設備の概要書、講師一覧等） ③・④（略） (3)（略） 6.～9.（略） <u>10. 登録更新講習機関における無人航空機操縦者身体適性検査の実施</u> <u>登録更新講習機関は、施行規則第236条の57の規定により、無人航空機操縦者身体適性検査を行うことができる。</u> <u>登録更新講習機関において無人航空機操縦者身体適性検査を実施する場合においては、無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領（令和4年12月1日制定（国空無機第237188号））に従うこと。</u></p>
<p><u>10. 不正な受講者の処分に関する報告</u> (略)</p>	<p><u>11. 不正な受講者の処分に関する報告</u> (略)</p>
<p><u>11. 登録更新講習機関の責務</u> (略)</p>	<p><u>12. 登録更新講習機関の責務</u> (略)</p>
<p><u>12. 事務規程の届出並びに無人航空機更新講習</u>の開始時期に係る留意事項 本要領における届出とは、国等に対して一定の事項を通知する行為であり、届出書への必要事項の記入など形式上の要件を満たす必要があることから、この要件を満たさないものや届出内容に誤りがあるものは、届出としての効果は発生しないことに留意すること。 また、講習事務の開始にあたっては、4. に定める事務規程の届出について国土交通省航空局からの受領連絡を受領していること、登録更新講習機関において管理者研修及び講師研修が完了していること等の要件を満たさなければ、講習事務を開始することができないので留意すること。なお、変更した事務規程による<u>無人航空機更新講習</u>の開始についても同様とする。</p>	<p><u>13. 事務規程の届出並びに無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の開始時期に係る留意事項 本要領における届出とは、国等に対して一定の事項を通知する行為であり、届出書への必要事項の記入など形式上の要件を満たす必要があることから、この要件を満たさないものや届出内容に誤りがあるものは、届出としての効果は発生しないことに留意すること。 また、講習事務の開始にあたっては、4. に定める事務規程の届出について国土交通省航空局からの受領連絡を受領していること、登録更新講習機関において管理者研修及び講師研修が完了していること等の要件を満たさなければ、講習事務を開始することができないので留意すること。なお、変更した事務規程による<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の開始についても同様とする。</p>
<p><u>13. 登録更新講習機関に対しての監督等</u> (略)</p> <p>様式1・様式2（略） 様式3 講師が航空法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の下欄の条件に適合することを説明した書類（実地講習を行う講師については、無人航空機の種類（回転翼航空機（マルチローター）、回転翼航空機（ヘリコプター）、飛行機）に応じて提出）</p>	<p><u>14. 登録更新講習機関に対しての監督等</u> (略)</p> <p>様式1・様式2（略） 様式3 講師が航空法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の下欄の条件に適合することを説明した書類（実地講習を行う講師については、無人航空機の種類（回転翼航空機（マルチローター）、回転翼航空機（ヘリコプター）、飛行機）に応じて提出）</p>

改 正 後

講師の条件への適合宣誓書 (無人航空機の種類)	
年 月 日	
国土交通大臣 殿	
講 師 名	
登録更新講習機関の名前（法人名）	
住 所	
代 表 者 名	
<p>（講師名）は、航空法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の下欄の講師の条件に適合することをここに宣誓します。◆</p> <p>一等無人航空機操縦士の無人航空機更新講習を行うための登録更新講習機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 十八歳以上であること。◆ 二 過去二年間に航空法第百三十二条の七十第三項第四号に規定する更新講習事務に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。◆ 三 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後一年以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれを同等以上の能力を有する者であること。◆ <p>二等無人航空機操縦士の無人航空機更新講習を行うための登録更新講習機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一の項表の下欄第一号及び第二号に掲げる講師の条件に適合する者であること。◆ 二 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後六月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。◆ 	

※二等無人航空機操縦士の無人航空機更新講習のみを行うためだけの登録更新講習機関にあっては一等の記載は削除すること。

様式4～様式15（略）

（別添）事務規程に記載すべき内容

登録更新講習機関に登録された者に対し届出を求める事務規程に記載すべき内容は、省令第17条において準用する第8条に定められており、また、講習の内容等に関する基準は告示に定められている。

これらの基準を踏まえ、事務規程には以下の内容を具体的に記載すること。

改 正 前

講師の条件への適合宣誓書 (無人航空機の種類)	
年 月 日	
国土交通大臣 殿	
講 師 名	
登録更新講習機関の名前（法人名）	
住 所	
代 表 者 名	
<p>（講師名）は、航空法第132条の83において準用する法第132条の70第1項の表の下欄の講師の条件に適合することをここに宣誓します。◆</p> <p>一等無人航空機操縦士の無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習を行うための登録更新講習機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 十八歳以上であること。◆ 二 過去二年間に航空法第百三十二条の七十第三項第四号に規定する更新講習事務に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。◆ 三 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後一年以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれを同等以上の能力を有する者であること。◆ <p>二等無人航空機操縦士の無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習を行うための登録更新講習機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一の項表の下欄第一号及び第二号に掲げる講師の条件に適合する者であること。◆ 二 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて当該技能証明を受けた後六月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。◆ 	

※二等無人航空機操縦士の無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習のみを行うためだけの登録更新講習機関にあっては一等の記載は削除すること。

様式4～様式15（略）

（別添）事務規程に記載すべき内容

登録更新講習機関に登録された者に対し届出を求める事務規程に記載すべき内容は、省令第17条において準用する第8条に定められており、また、講習の内容等に関する基準は告示に定められている。

これらの基準を踏まえ、事務規程には以下の内容を具体的に記載すること。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務規程への記載事項) 事務規程に記載すべき項目及び内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 登録更新講習機関の受講の申請に関する事項 受講申し込み時に記入する受講申請書の様式（電磁的方法によるものを含む。）などを記載。<u>実地講習を受講する必要があるか、告示別表第一の7の必要履修科目を受講する必要があるかを確認する手順について記載。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習</u>の料金、その他算出根拠及び収納の方法に関する事項 学科講習（座学又はオンライン講習）・実地講習（実技又はシミュレーター）それぞれの講習1単位当たりの受講料金、出張により講座を開催した場合に必要な出張手数料その他必要な事務手数料を記載。なお、各料金は（2）で記載した登録更新講習機関の種類ごとに設定することができる。</p> <p>料金収納の方法は、受講料金を受講申請時に一括して支払う方法や分割払いの方法の別、現金払いやクレジットカード払いなどの支払い手段があるが、適用する料金収納方法について記載。</p> <p>(4) 登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習</u>の日程、公示方法その他登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習</u>の実施の方法に関する事項 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習</u>の修了証明書の交付及び再交付に関する事項 (2) で記載した登録更新講習機関の種類ごとに、修了条件と修了した際に交付する修了証明書の記載要領について記載。修了証明書には、有効期限を明記しなければならない。なお、航空法施行規則において無人航空機更新講習は技能証明の更新の申請をする日以前3月以内に修了したものでなければならないとなっていることから、修了証明書の有効期間は3か月後の前日までとすること。また、紛失等に対応するため、修了証明書の再交付について受付可能な条件を含め記載すること。さらに、修了証明の交付及び再交付が適切であることを証するために、必要な<u>無人航空機更新講習</u>について、記録簿及び修了証明書発行台帳等の内容及び保管についても記載すること。なお、再交付を行う場合でも、有効期限については初回公布時の有効期限のままとする。また、<u>無人航空機更新講習</u>の記録簿には、講習科目、講習日、講習時間、講習場所及び講習を行った講師名について記載すること。</p>	<p>(事務規程への記載事項) 事務規程に記載すべき項目及び内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 登録更新講習機関の受講の申請に関する事項 受講申し込み時に記入する受講申請書の様式（電磁的方法によるものを含む。）などを記載。<u>受講生が更新講習又は失効再交付講習のいずれを受講する必要があるのか、実地講習を受講する必要があるか、告示別表第一の7の必要履修科目を受講する必要があるかを確認する手順について記載。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の料金、その他算出根拠及び収納の方法に関する事項 学科講習（座学又はオンライン講習）・実地講習（実技又はシミュレーター）それぞれの講習1単位当たりの受講料金、出張により講座を開催した場合に必要な出張手数料その他必要な事務手数料を記載。なお、各料金は（2）で記載した登録更新講習機関の種類ごとに設定することができる。</p> <p>料金収納の方法は、受講料金を受講申請時に一括して支払う方法や分割払いの方法の別、現金払いやクレジットカード払いなどの支払い手段があるが、適用する料金収納方法について記載。</p> <p>(4) 登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の日程、公示方法その他登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習</u>の実施の方法に関する事項 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 登録更新講習機関における<u>無人航空機更新講習及び失効時再交付講習</u>の修了証明書の交付及び再交付に関する事項 (2) で記載した登録更新講習機関の種類ごとに、修了条件と修了した際に交付する修了証明書の記載要領について記載。修了証明書には、有効期限を明記しなければならない。なお、航空法施行規則において無人航空機更新講習は技能証明の更新の申請をする日以前3月以内に修了したものでなければならないとなっていることから、修了証明書の有効期間は3か月後の前日までとすること。また、紛失等に対応するため、修了証明書の再交付について受付可能な条件を含め記載すること。さらに、修了証明の交付及び再交付が適切であることを証するために、必要な<u>無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習のそれぞれ</u>について、記録簿及び修了証明書発行台帳等の内容及び保管についても記載すること。なお、再交付を行う場合でも、有効期限については初回公布時の有効期限のままとする。また、<u>無人航空機更新講習又は技能証明書失効再交付講習</u>の記録簿には、講習科目、講習日、講習時間、講習場所及び講習を行った講師名について記載すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>無人航空機更新講習事務</u>に関する秘密の保持に関する事項 受講者の個人情報の管理について、管理責任者及び関係書類の取扱者を定め、機密の保持に努めること。また、個人情報の入手から廃棄までの管理手順を適切に定めること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) その他<u>無人航空機更新講習事務</u>に関し必要な事項</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>無人航空機更新講習事務</u>を行う事務所の名称及び所在地 一覧表にして管理するものとする。</p> <p>③本要領 13. 監督等に記載された各項目のうち、下記の項目の管理方法 イ.・ロ. (略) ハ. 定期的な<u>無人航空機更新講習事務</u>の確認 表中に掲げられた各項目の作成及び管理要領を定めるものとする。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>無人航空機更新講習事務</u>における不適切事象発生時の報告 <u>(削除)</u></p>	<p>行った講師名について記載すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>無人航空機更新講習事務又は技能証明書失効再交付講習事務</u>に関する秘密の保持に関する事項 受講者の個人情報の管理について、管理責任者及び関係書類の取扱者を定め、機密の保持に努めること。また、個人情報の入手から廃棄までの管理手順を適切に定めること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) その他<u>無人航空機更新講習事務及び技能証明書失効再交付講習事務</u>に関し必要な事項</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>無人航空機更新講習事務及び技能証明書失効再交付講習事務</u>を行う事務所の名称及び所在地 一覧表にして管理するものとする。</p> <p>③本要領 13. 監督等に記載された各項目のうち、下記の項目の管理方法 イ.・ロ. (略) ハ. 定期的な<u>無人航空機更新講習事務又は技能証明書失効再交付講習事務</u>の確認 表中に掲げられた各項目の作成及び管理要領を定めるものとする。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>無人航空機更新講習事務又は技能証明書失効再交付講習事務</u>における不適切事象発生時の報告</p> <p>⑧ <u>無人航空機操縦者身体適性検査を更新講習機関にて行う場合に必要な事項</u> イ. 医師の一覧表（業務委託の場合は契約書も提出すること） ロ. 無人航空機操縦者身体適性検査実施方法 ハ. 無人航空機操縦者身体適性検査証明書の発行、保管管理についての事項</p>

附 則（令和7年12月9日 国空無機第287750号）

（施行期日）

この要領は、令和7年12月9日から施行する。